

水産物消費市場の流通形態の変化と産地市場

— 山陰地方の場合 —

田 中 豊 治

(一) はしがき

水産物の流通論、特にその歴史地理学的検討については分析視点として、果物、野菜、牛乳、肉類等の生鮮食料品の場合とは異った前提が存在する。それは水産物に關しては生産の場所（漁場）と水揚の場所（正確に言うとは荷捌所）と商品化される場所（産地市場）と輸送形態、消費地市場の荷受けの形態、小売の技術的方法（特に冷凍、鮮度保持の方法）が著しく変化に富んでいるからである。農林畜産物の場合は産地と産地市場は地域的に殆んど結合している。従つて市場規模の大小はあつても基本的な流通形態は地域によつて殆んど一致している。ところが水産物はそう言ふわけにはいかない。例えば三崎の場合、遠洋物のマグロは印度洋、太平洋、濠州等の漁場で漁獲され三崎で水揚げされ、マグロ専門の仲買人によつて、中央市場、中央市場指定区域内の類似市場、及び地方市場、大口消費業者に輸送される。所が同じ三崎魚市場でも沿岸物はこれと異なる。三浦半島沿岸漁村の漁民によつて近辺漁場で少量に漁獲された水産物よりもよりの「荷捌所」で水揚げされ、ここで他の漁村からの漁獲物と共に荷揃えされ、改めて三崎市

場に輸送され、そこで鮪とは異った沿岸物仲買人によってせりおとされ、小口出荷の形で近隣の消費地に輸送され、当然地方市場で消化される場合が主である。

更に注目すべきことは最近四、五年間の三崎の水産統計をみると「鮪」の漁獲が多いが、その数字の割合に市場で見かける「鮪」の量はすくない。何故か、これは現実には千葉県の勝浦、伊豆の下田、青森の八戸等に水揚げされる量が六〇%と七〇%に及んでいるからである。つまり三崎の水産統計は「属人統計」であるので三崎の漁民の水揚げ高が現実の水揚げとは別に三崎の漁船（漁民）がどれだけ漁獲したかが三崎の属人統計にあがっているからである。しかし、現実に流通しているのは水揚げ地において取扱われた水揚げ高が実体である。昭和四十三年までの水産統計は「属人統計」であったので不用意な研究者はその事実をしないで漁港における漁獲高と流通高を同一視して議論をすずめて来ているものが多い。従って、従来の「水産地理的研究」とか「某々漁港の研究」とか称するものにはかなり誤った事実を記したものが多し。「水産物流通統計」は主要漁港における「属地統計」であるから、全国的に名のしれわたったいくつかの漁港の現実に「産地市場」を通過した流通量が記されている。例えば京都の場合では数多くの産地市場はあっても流通統計年報で取扱われているのは「舞鶴」一港だけである。産地市場全体を取扱っていないから京都全体の流通はこの資料では明らかにし得ない。

以上は水産物流通を取扱う場合の基本的な留意点を産地市場を中心にしてのべたものである。

従来の「水産地理」「漁業地理」的研究は殆んど此の点の検討をおろそかにしているので、遺憾な点が多い。

(二) 最近における水産物流通のメカニズム

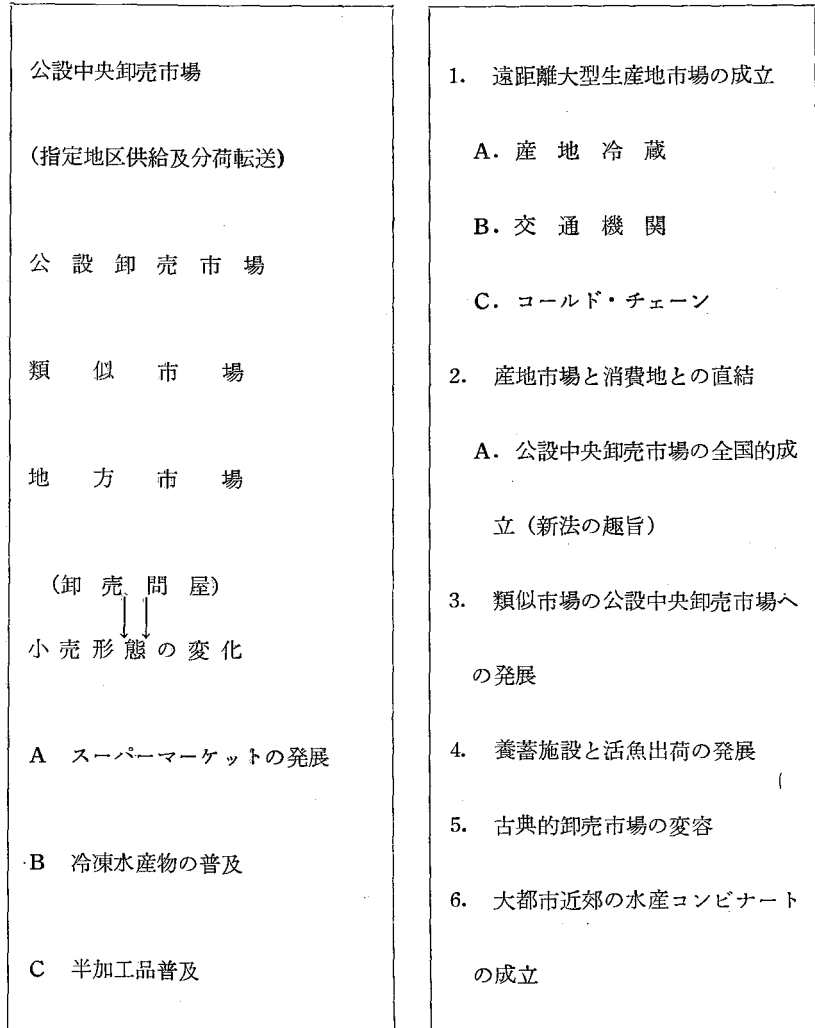
生鮮食料品の流通の基本的形態は生産者↓産地市場↓中央卸売市場↓買出人↓消費者のルートが従来の姿であり、大筋において此の形は最も太いパイプとなっている。しかし、今日のように大都市における人口の過密現象の進行と生産者と消費者との間の価格の差の増大（中間マーシンの大きな事）は流通機構の複雑さに基因している故であるので、産地と消費地の直結による中間マーシンの排除による消費価格の公正化が緊急の社会問題化しているので、昭和三十八年以降、急激に流通機構の整備化が進行して来た。その大要を表象すると第一図、第二図の様に要約出来ると思う。此の図は筆者が現象面として表れて来た事実を重点的に図化したもので、経済構造上からの流通を論理的に整理して示してはいない。

第一図、第二図から産地市場について最近の傾向を摘記してみると漁村市場において共販体制の進展と中核市場成立の二本の柱を基として流通形態が次第に系統化され、中漁港市場では産地冷蔵、加工団地の成立の基礎の上に流通の近代化が進行し、大漁港市場では機能の多角化と総合化Ⅱいわゆる水産物流通センター化Ⅱが進行し、産地市場が消費地に接近し、中間マーシンを排除し、生産地価格の向上安定、消費価格の抑圧安定を指向している。

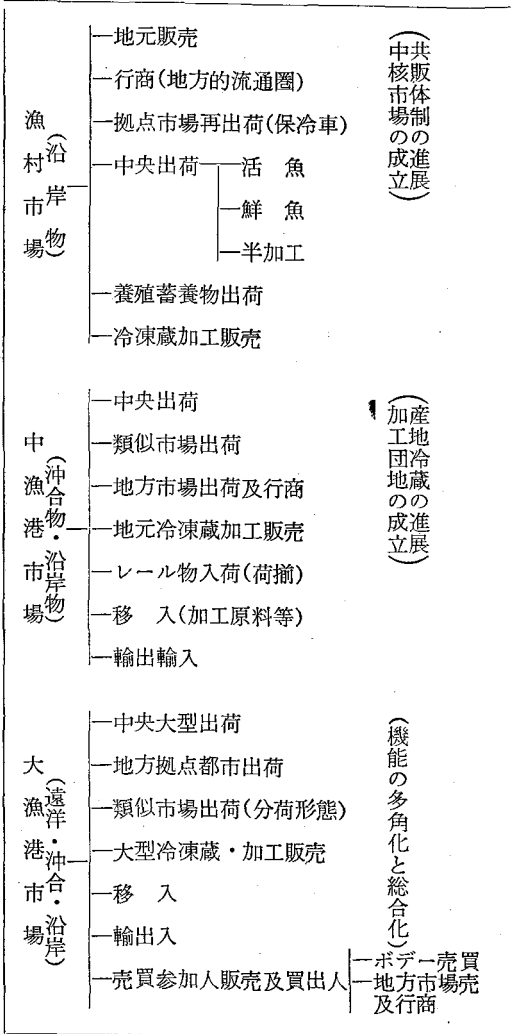
しかしながらこれが現在の市場法のもとではスムーズに進展し難いので、市場法の改正が要望され昭和四五年度の国会に改正法案が上程もなされて来て、地方自治体による公設の中央卸売市場の成立が比較的容易になされようと言う機運にいたっている（恐らく、新中央卸売市場法は昭和四十六年度と四十七年度中には成立するものと推定せられる）。

消費地市場

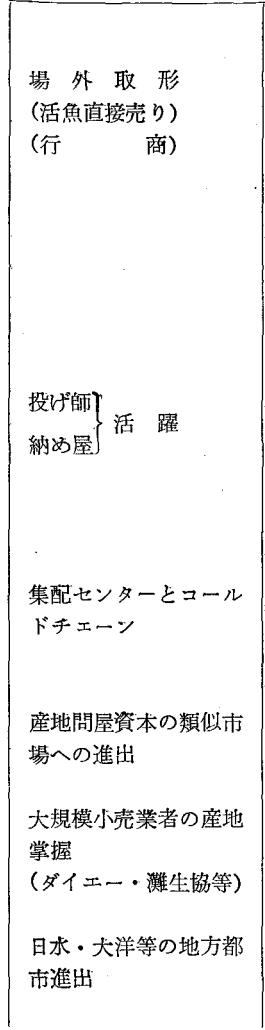
水産物流通の新傾向

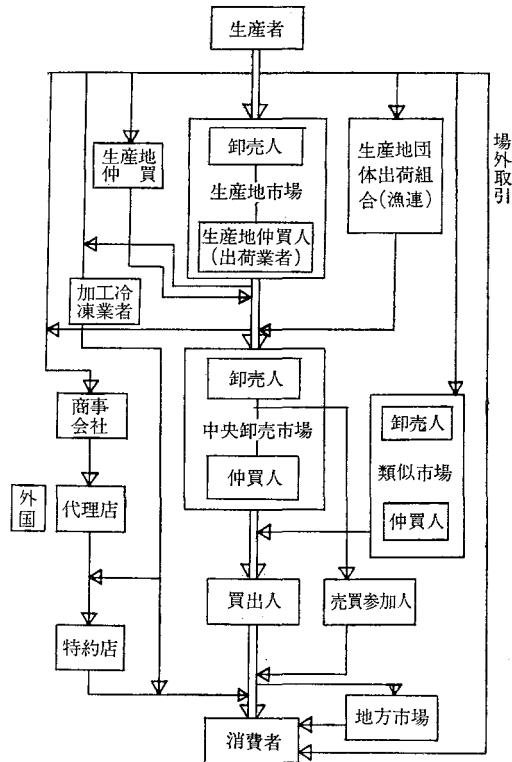


産地市場



中間流通の現問題点





第 2 図

各地の中核都市で「卸売団地」の造成が進行していることは枚挙にいとまがない。

ビッグストアがこうした現代の流通機構の矛盾点をいち早く見通してチェーンストア、ボランタリー・チエンの形態で産地より直接荷引して一般小売店よりはるかに低価格で生鮮食料品の販売にのり出して来ている。例えばダイエー・灘生協、西友等の大都市における活躍は既に衆知の事実であるが、地方都市、例えば長野県における「魚力」が県下各都市に販売網を設置している事は既に、全国的に新しい生鮮食料品の流通が非常に早い速度で進展していることを物語っているものである。

第一図の中間流通の現問題点は従来の流通機構の矛盾を打破しようとする自然発生的な流通形態の現象面を示したものである。コールドチェーンの発展と、集配センターの活躍が今後の中間流通での主役になることは火をみるより明らかである。

消費地の中央卸売市場は現在の市場数の数倍乃至は十数倍に設立されることも新法の主旨から見て明らかである。既に新法の公布待ちの態勢で全国

大都市近郊の異常な人口の増加が従来、「中央卸売市場」依存のままでは生鮮食料品の入手が困難になったため、中央卸売市場と類似の卸売行為を行なう機関が近郊都市の中で、これまた自然発生的に成立した。東京、大阪、名古屋北九州では特にこの現象が著るしい。

東京の例で言うと既に昭和三十八年に築地魚市場では入荷、分荷機能が限界に達し、台帳面上の入荷量の三〇%が市場でせりかけられる前に現物が姿を消している。つまり「投げ師」「納め屋」と称する「先取り」の商人によって近郊の消費地に転送されてしまうのである。それは都内の類似市場でもある場合もあるし、地方の「地方市場」の場合もある。

しかし、これは表向きには「市場法」に規定されている「中央卸売市場」を經由したことになっているので違法ではないにしても正常な形態ではない。更に昭和三十年後半より、中央卸売市場を經由しないで民営の荷受機関に法を侵して産地から直送される場合が大量に実施されるようになり、取締機関である農林省経済局は昭和四十二年七月に「大都市周辺部における人口の増大、都市化の進展、生鮮食料品の需要の大型化に伴う、中央卸売市場の流通圏の急速な拡大にかんがみて、経済的に見て不可避な面もみとめられるので、適正な価格と公平な売買取引を阻害するおそれのないもの限り、一定のルールを定めてこれが遵守を期する事が必要である」と言う通達を出すにいたった。東京近郊に成立している所の類似市場は相当数に達していてその実数は把握し難いが、昭和四十三年度市場綜覧（水産庁調査）によると二十二市場以上に達している。それらの若干なものに対して筆者が昭和四十五年三月照会したアンケート結果を表現すると第一表の如くなる。本来築地市場の指定区域内にあって産地市場と直接取引が違法であるべき卸売業務がかなり大幅に実施されている事が一目瞭然である。花小金井の、類似民営市場では産地引六八・五%

第1表 大都市近郊水産物卸売市場の集荷について(1例)

市場名	数量	大都市中央卸売市場より(築地)	本店転送	産地市場より	その他	計	備考
千葉(公設)	t	4,193	0	4,922	0	9,115	昭36年開設 産地市場は千葉県(31%)、神奈川県(17%)、静岡県(6%)、宮城県(3%)の順
	%	46	0	54	0	100	
花小金井(類民)	t	618	892	3,322	13	4,845	昭39年開設 花小金井 産地市場は三陸地区(30%)、常磐地区(20%)、房総(10%)、伊豆(8%)、底良物は九州物(10%)
	%	12.75	18.41	68.56	0.268	100	
武蔵野綜合(秋広)(類民)	t	4,450	2,065	2,958	880	10,353	調布市(昭37) 中央市場の比率大 産地市場は静岡と三陸、常磐
	%	42.982	19.945	28.571	8.50	100	
武蔵野綜合(類民)	t	600	0	90	0	690	昭39年開設 主要産地市場は上記と同様
	%	86.96	0	13.04	0	100	
大東京綜合センター(類民)	t	8,109	2,344	17,041	936	28,430	府中市(昭41) 規模大、底良物は九州から、産地市場は上記と傾向は同じ、鮪は三崎直送。
	%	28.52	8.245	59.94	3.292	100	
三多摩綜合(類民)	t	9,135	2,236	1,358	939	13,668	三崎、銚子より問屋が outlet している 昭38年開設、昭島市 産地市場は焼津(3%)、那珂湊(2%)、銚子(2%)、三崎(3%)
	%	66.83	16.36	9.94	6.87	100	
八王子(類民)	t	477	0	1,996	0	2,473	81%が産地引き、荷主は都内にいるのが多い、築地八王子支店の独立(昭32) 産地市場は神奈川(215t)、静岡(73t)、宮城(63t)が主
	%	19.29	0	80.71	0	100	

相築地取ると推定
○とした場合、都下の民営市場取扱比は十三位に

船 橋 (類 民)	t	19,060	0	28,350	1,466	48,880	昭17年開市として自然成立。昭24年地元問屋中心の船橋駅北口、南口市場として成立 産地市場は銚子、勝浦物30% 三崎、焼津、沼津物30%
	%	39	0	58	3	100	
木 更 津 (類 民)	t	750	0	750	0	1,500	地元生産を築地出荷し、築地より戻り荷に各種入荷している 地元生産は外房からも集めている
	%	50	0	50	0	100	
埼玉総合(上尾)	t	1,500	0	3,500	0	5,000	昭41年開設 上尾市、浦和の市場も同傾向の集荷
	%	30	0	70	0	100	
宇 都 宮 (Y問屋)	t	119	0	1,672	1,194	2,986	問屋中心の卸、総合卸売市場開設直前、日水が進出している
	%	4	0	56	日本水産株 40	100	
前 橋 (A問屋)	%	40	10	0	30(日水) (大洋)	100	宇都宮と同傾向、中央卸売市場設立直前
足 利 (A問屋)	%	10	5	70	15	100	足利中央総合食品市場が成立している(昭40年) 但し問屋勢力強し
小 山 (A問屋)	%	0	0	0	0	100	桐生及び宇都宮より転送をうける
伊勢崎 (A問屋)	%	0	10	90	0	100	北関東の集荷先産地市場は底曳物(関西)を除き静岡以東の産地市場が主である。
秩父魚業市場 (類 民)	%	40	0	0	60	100	その他は近県問屋より(足利、前橋、熊谷より) 鮪類は築地より。

(1970 田中調査)

%で築地引の二・七%を大幅に上まわっている。府中の大東京綜合食品センター、八王子市場などもこれと規を一にしている。

つまり、最近の生鮮食料品の流通、特に水産物の流通については従来の「公設中央卸売市場」を経由する正規の流通のみでは需要をみたすことは不可能で、違法ではあるが中央卸売指定区域内においても民営の卸売行為が公然と行なわれ、且つその比重が増加していると言ひ得るのである。

この様な水産物流通の傾向を無視しては産地市場の分布や性格を論じても全く空論に終るおそれがある。以下、山陰地方の若干の産地市場の分布と性格を上記の傾向をふまえて検討してみよう。

(三) 山陰地方における産地市場の分布と性格について

1 漁港と産地市場について

現実に水産物の生産活動が行なわれる場所は海面又は内陸水面である。漁獲対象も、洄遊魚もあれば比較的棲息場所の移動のすくない底魚、貝類もあり、又海藻のように生産の場所の固定しているものもある。従つて水揚される場所も魚群を追つて移動する漁法、例えば鰯、鱈、鯖、秋刀魚のような洄遊魚の場合は主として現在機船巾着網漁業や、棒受網漁業で漁獲される。此の様な場合は例えば神奈川県、秋刀魚の場合は北海道附近で操業し、釧路に水揚げし、二週間後には三陸沖で操業し、塩釜、石巻に水揚げし、一ヶ月後には銚子沖で操業し、那珂湊、銚子に水揚げすると言ひ形が一般的である。山陰地方でも北上する魚群の場合は最初は山口県の仙崎、次いで島根県の浜田、第三番目には鳥取県の境港と言ひ風に水揚港が変化する。底魚などは棲息地の変化があまりないから底曳網漁業では漁獲物

は漁場に近い浜田や、香住などに水揚げされる。海藻類や「ウニ」「サザエ」「アワビ」などは沿岸根付の産物だから地元の漁港に水揚げされ、加工されるのが一般的な形である。

偕、水産物の場合、生産、水揚、流通と言う事を単純に考えて、その機能を果たすのは「漁港」であると断定してしまふと、これ又、事実と異った誤をおかすこととなる。漁港は漁港法に指定された港で、水産業を行なう港であるが、水産業を行なうのは単に漁港のみではなく、一般港湾の中でも水産業を行なうものは相当多数存在する。又、漁港の中でも、水産物の水揚げをしないものもあり、一般港湾の中でも水揚げをするものもある。又、水揚げしても、それが直ちに産地市場にならないものも相当多数ある。水揚げして、比較的大きな港に再送し、そこで荷揃えして、市場機能を有する場所、すなわち「産地市場」に送荷されて始めて「価格形成」が行なわれるものが相当ある。特に離島、僻地等の場合には此の例が多い。上記の留意点をふまいて以下山陰地方における三地区の流通形態に例をとり水産物流通の地域性を述べることにする。

2 離島隠岐における水産物の流通

隠岐における水産物生産に関係ある港を列举し、港毎に漁船の船溜の有無、荷捌施設機能の有無、産地市場機能の有無、漁港の法的指定種別（第一種とか第二種とかの）所属町村を表化すると第二表のようになる。

此の表でもっとも注目を要するところは隠岐には「産地市場」が皆無であると言ふことである。浦郷、西郷は島根県下三九主要漁港の漁獲量順位の中で浜田（七、〇五一〇トン）、恵曇（二二、六九四トン）、浦郷（一一、六三四トン）、西郷（六、七八一トン）と三位、四位の順位をしめている。

県下には三〇港が産地市場として成立しているが浦郷、西郷は単なる「荷捌所」として位置づけられているのみで

第2表 隠岐の水産物取扱港

(昭和45年7月日現在)

No.	港名	種別	船溜施設	荷捌機	施設能機	産地市場能	漁港種別	所属町村
1	三度	漁港	○	×	×	×	第一種漁港	西の島町
2	崎	○	○	×	×	×	"	"土町
3	石田	○	○	×	×	×	"	"
4	高賀	○	○	⊗	×	×	"	"
5	豊宇	○	○	×	×	×	"	"
6	受	○	○	×	×	×	"	"
7	多菱	○	○	○	×	×	"	"
8	油井	○	○	×	×	×	"	"
9	那浦	○	○	×	×	×	"	都万村
10	都久	○	○	⊗	×	×	"	"
11	嶋久	○	○	×	×	×	"	"
12	布見	○	○	×	×	×	"	五布西
13	大施	○	○	×	×	×	"	簡施郷
14	犬来	○	○	×	×	×	"	"
15	箕浦	○	○	×	×	×	"	"
16	中	○	○	×	×	×	"	"
17	崎	○	○	○	×	×	第二種漁港	海都西
18	津戸	○	○	⊗	×	×	"	士万郷
19	今茂	○	○	○	×	×	"	"
20	加西	○	○	○	×	×	第三種漁港	西の島町
21	西浦	○	○	◎	×	×	第四種漁港	知夫士
22	知郷	○	○	◎	×	×	第二種漁港	西の島町
23	知夫	○	○	○	×	×	"	"
24	知井	○	○	⊗	×	×	"	"
25	々波	一般漁港	○	○	×	×	"	"
26	御別	○	○	○	×	×	"	"
27	美	○	○	⊗	×	×	"	"
28	田	○	○	×	×	×	"	"
29	釜津	○	○	×	×	×	"	"
30	尾久	○	○	×	×	×	"	"
31	大田	○	○	×	×	×	"	"
32	長栖	○	○	×	×	×	"	"
33	重	○	○	○	×	×	"	"
34	代	○	○	×	×	×	"	"
35	伊後	○	○	×	×	×	"	"
36	西村	○	○	×	×	×	"	"
37	飯美	○	○	×	×	×	"	"
38	卵敷	○	○	×	×	×	"	"
39	保見	○	○	×	×	×	"	"
40	々提	○	○	×	×	×	"	"
41	大須	○	○	×	×	×	"	"
42	日之	○	○	×	×	×	"	"
43	諏津	○	○	×	×	×	"	"
44	字之	○	○	×	×	×	"	"
45	倉谷	○	○	×	×	×	"	"
46	物之	○	○	×	×	×	"	"
47	波井	○	○	×	×	×	"	"
48	木根	○	○	×	×	×	"	"
49	竹名	○	○	×	×	×	"	"
50	来居	○	○	×	×	×	"	"
51	古海	○	○	×	×	×	"	"

凡例 ○印該当項目あるもの ×印該当項目のないもの ⊗印該当項目が計画され準備進行中のもの ◎自港以外の港より水産物を集荷し、荷捌センターとなっているもの

ある。一見極めて奇異な感をうけるのであるがこの理由は次の二点に集約することが出来る。

第一は属人統計は大であるが属地統計は少量なので具体的水揚が多く本土で行なわれていると言うことである。例えば浦郷では属地水揚は二、五一六トンで、一〇、一一八トンは本土で水揚げされている。西郷では属地水揚げが三、二九三トンで二、四八八トンは本土水揚げである。これは量的にややまとまったものはすべて対岸の境港、賀露香住、浜田等の本土の主要市場に水揚げされ、島内の港には少量のものが水揚げされ、それが西郷、浦郷に集荷され地元消費に充てられ残余の部分が改めて「荷揃え」されて本土出荷され、そこで始めて「価格形成」が行なわれるからである。

つまり、隠岐では「価格形成」機能を有する港は存在しないのである。多少とも企業的な経営体漁業は直接本土に水揚げをなし、隠岐に水揚げされる水産物は沿岸根付の産物のみである。その結果、隠岐に境港より逆移入される鮮魚があとをたたない。そのもつとも代表的な好例は「鰺」「鯖」等の大衆魚である。これ等は企業的な機船巾着網で稼業され、水揚げは境港であるから、島内水揚げはすくなくこれ等の魚種は年間五〇〇トン隠岐に移入して島内需要にあてられる。そのうち四〇〇トンは西郷町の鮮魚商によって取扱われ四割は店舗販売、六割は島内各地に行商販売されている。漁場としては豊度の高い地域に隠岐は存在しているが水揚地としては商品化の面で本土に比し著しく不利なので、産地市場として成立し得ないのである。

3 京都府沿海における水産物の流通

京都府における水産物の生産と流通について、先づ属人、属地統計の差異から問題点を抽出して見ると第三表のようになる。此の表によって見ると、属人、属地統計の差が極めて大で、その差が七、七四一トンに達している。この差

第3表 昭和44年度京都府漁獲量 (単位 トン)

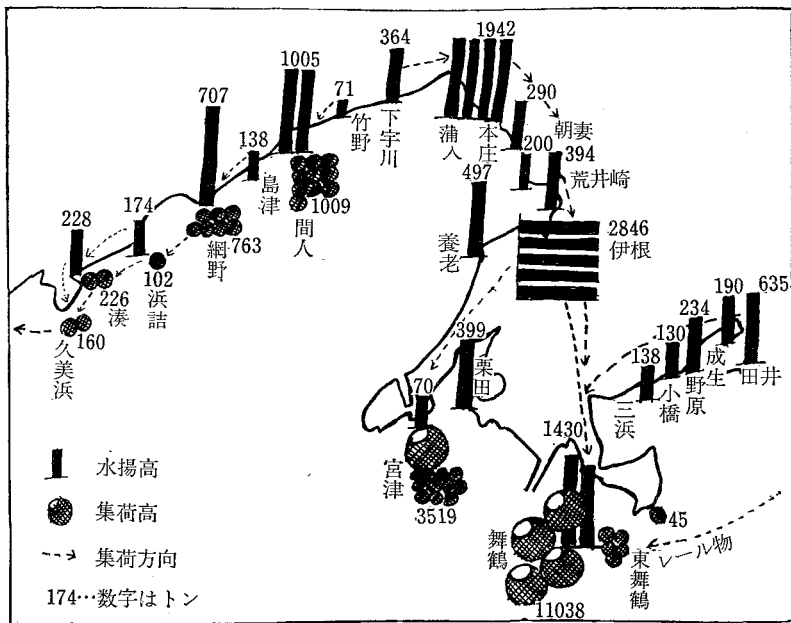
No.	漁業種別	属人統計(A)	属地統計(B)	A-B
1	遠洋底曳	2,765	0	2,765
2	沖合底曳	135	152	-17
3	中型まき網	8,846	3,870	4,976
4	小型底曳	2,052	2,035	17
5	その他のまきあみ	52	52	0
6	鮭鱒流し網	1	0	1
7	いか釣り	216	216	0
8	その他の釣り	314	314	0
9	延縄	278	278	0
10	大型定置網	3,612	3,612	0
11	地曳網	272	272	0
12	船曳網	232	332	0
13	敷網	1	1	0
14	小型定置網	614	614	0
15	刺網	498	498	0
16	その他の漁業	468	468	0
17	採貝	636	636	0
18	採藻	613	316	0
19	合計	21,704	13,963	7,741

京都府統調原票より作製 (トン以下切捨て、合計額若干相違あり)

を示したのは遠洋底曳と中型まきあみ漁業によるものである。遠洋底曳網漁業は北洋の「すけそうだら」の漁獲で、水揚地は北海道の釧路、函館である。船籍地は全部舞鶴である。中型まきあみ漁業は伊根、本庄に船籍地を有する機船巾着網漁業で、水揚地は新潟漁港に三〇四トン、北海道の根室、釧路に六、三〇〇トン、鳥取県境港に七五トンで、地元水揚は三、八七〇トンである。水揚地は舞鶴である。つまり京都府沿海で水揚げされ、産地市場を通じて流通されるものは一三、九六三トンと言うわけである。

右の二漁業を除くと京都府沿海の漁業は大型定置、小型定置、小型底曳を主体として構成されている事がわかる。

そこで京都府における属人の水揚量と、



第3図 京都府沿海の水産物流通図

現実に産地市場で取り扱われる水産物の量を図化して見ると第三図のようになる。

此の図は京都沿海の水産統計表を基として昭和三五〜三九の五ヶ年間の属人、属地の平均値をもって作製したものである。平均値を使用したのは現象の恒常性を或る程度求めたためである。

図から読みとれる最大の特色は属人統計による漁獲量と属地統計漁獲量との甚だしいアンバランスである。極端な例としては古来大型定置で全国的に有名な伊根では属人統計では二八四六トンであるが属地水揚は皆無である。この様な現象は下宇川から東部の漁港では共通な全く同じ様相を示している。西岸の間人より久美浜にいたる諸港では属人、属地の量が近接している。そもそもこれは如何なる内容のものであろうか。

現実的な集荷はすべて舞鶴、宮津の二港で行なわれ、伊根、本庄、蒲入等の港には荷捌きのため水揚

げされる事はあつても、運搬船で直ちに集荷地、産地市場である舞鶴、宮津に搬入されるのである。こうした全面的な一糸乱れない集荷が行なわれるのは組織的な系統的な販売体制が実施されるからである。

その販売体制は京都府漁業協同組合連合会（府漁連と以下称す）の共同販売体制（共販体制と以下称す）が完全実施され、いわゆる商業資本による問屋が存在せず生産漁民の販売制度が施行されている故である。

しからば如何にしてこの共販体制が成立したのであるうか、京都府水産課、府漁連の史料によると概ね次の様な歴史の経過に要約出来る。

- (a) 旧藩時代に存在した問屋権が明治維新の時に失業者救済の一方法として旧士族に授与され、旧田辺藩家中の者による魚問屋が成立した。廃藩置県後も旧領主が居据つて政治的強権の被護のもとに問屋側が一方的に買入価格を決定し、且つ集荷、販売の実権を握つて生産漁民に対する庄迫体制が成立した。
- (b) 右の措置に対し明治二年に伊根他三ヶ村が自由販売を出願したが拒否された。
- (c) 明治四年に宮津近辺の漁民が連合して魚問屋に対抗して「自主販売」を強行した。
- (d) 明治五年と十五年頃にかけて魚問屋側と漁民の自主的共同販売側とは数回にわたり妥協、決裂をくりかえしたが、資本力の弱い漁民側はしばしば販売実権を魚問屋側に奪われた。
- (e) 明治十七年に漁民の大同団結によつて「共立魚会社」を設立し、漁民的销售体制がかなり強力に遂行された。
- (f) 明治十八年と明治二十三年に亘つては魚問屋側と共立魚会社側とが販売権の確保をめぐる激しく競争した。
- (g) 明治二十四年、共立魚会社は更に資本、組織を拡充強化して「海産物合資会社」を設立し、略、販売の実権を

獲得した。

(h) 明治三四年舞鶴鎮守府の開庁、三十七年に福知山と舞鶴間の鉄道開通、三十八年に山陰線沿線各地、京阪神地区に市場を拡大し、各地に販売所を設置し、舞鶴、宮津より転送販売を行なった。問屋側も勢力を復活し、販売競争は再び激化した。

(i) 大正十年頃まで問屋側と漁民側は対立抗争をくりかえした。

(j) 大正十年水産会法が公布され、漁民の団結は法の被護の下に更に強化されて、舞鶴、宮津、間人、久美浜、福知山、京都、御牧に水産会が設立された。

(k) 昭和九年に京都府水産会が成立し（現在の府漁連の事実上の前身）魚問屋を完全吸収し、水産会による共販体制が成立した。

(l) 以来、法の改正によって表面的形態には若干の変動があつたが共販体制は強化拡充し今日にいたっている。

以上略述したように京都における共販体制は太平洋戦争後、本邦各地に新漁業法の趣旨に則つて成立した共販体制とは成立の歴史的経過が異つて明治初年以來、商業資本と戦つた漁民的販売体制の勝利の結果である。

この様に府漁連による共販体制は確立しているが属地水揚量が最近では一万二千トン内外を上下して、京、阪神地区に近接して市場条件は極めて恵まれていながら産地市場としての拡大が遅々として進まない。そのため、他府県より集荷して、地元水揚物に追加して消費地に供給している。他府県より搬入の水産物を「レール物」と呼んでいる。

舞鶴、宮津におけるレール物の増加の状況を表化すると第四表の様になる。

表によって明らかなる如く、昭和三五年からレール物の比率が増加している。最近にいたっては取扱総量の三〇%近

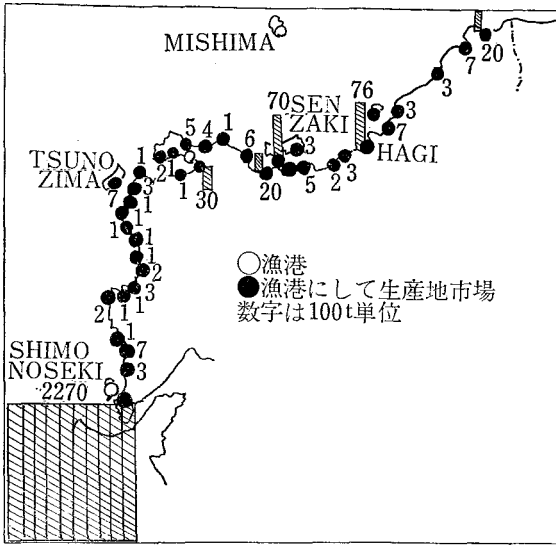
第4表 舞鶴宮津産地市場におけるレール物の増加（府漁連統計より作製）

年次 区分	昭和29		30		31		32		33		34		35		36		37		38		39		40		41		42		43	
	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合	取扱総量	レール物の割合
取扱総量	25,000		27,946		22,768		20,609		16,964		21,290		16,473		21,131		16,256		14,484		15,783		13,710		13,247		17,114		17,869	
レール物	69		83		107		123		93		116		3,178		3,167		3,656		3,477		3,277		3,941		3,649		4,200		5,250	
レール物の割合	0.2	%	0.3	%	0.4	%	0.6	%	0.5	%	0.5	%	18	%	14	%	22	%	23	%	20	%	29	%	27	%	25	%	29	%

くまで増加している。この表も三四年度〇・五%が三五年度に一举に一八%に飛躍している所に問題点があり、実数も三〇倍となっている。この事情は三四年以前はレール物は旧魚問屋系の舞鶴水産仲買組合の商人によって府漁連とは別個の系統で取扱われていたものが三五年度よりレール物の集荷、販売も府漁連の手に吸収統合せられた結果上記の様な数字となったのである。吸収統合ののち三六年六月に仲買組合から府漁連に取引条件についての要求が出され紛争が生じたが三七年六月に妥協成立し、文字通り、レール物にいたるまでの一切の共販体制が完成した。

販路は地元売り九二%と九七%で、府県出荷は僅かに三%と八%の間を上下しているにすぎない。地元売りの形態は「加工」「店舗売り」「行商」が主で、京都中央卸売市場出荷は同市場取扱総量の二・八%を占めているにすぎない。地元売りの実情については別稿にゆずり、ここでは京都府における共販体制の成立と産地流通の概要をのべるとどめる。

4 長門浦における水産物の流通



第4図 山口県北浦の漁港と産地市場

京都においては共販体制の成立と拠点産地市場への集荷が徹底的に施行されているのに対し、これと全く逆の産地市場の成立を示しているのが山口県日本海側の地域である。

先ず漁協の合併は殆んど見られず、倭少な水揚げを示す漁協が乱立し、しかもそれが小なりと雖もいずれも産地市場を形成している。第四図はその実情を示したものである。

一見して極めて奇異な印象をうける。年間属地水揚げ百トン級の零細な漁村市場が目白おしに乱立している。県漁政指導による漁協合併による中核市場の育成に対しても同調の歩みを見せない。零細漁村市場を漁民は単協毎に維持しているのである。

筆者が昭和四十四年各産地市場に対して行ったアンケートすなわち単協が小規模ながら何故に個々に市場形成をなし、合併して拠点市場を育成しないのかの問いに対して、次の回答があった。

- a 下関、北九州、瀬戸内の消費地に鮮魚の行商を主として実施しているので、一刻も早く販売するため、自港に水揚げしたものを直ちに仕入れをして、早朝の下関行きの列車にのるためには、単協

独自の市場形成が理想で、隣接漁協と合併しない方がよい。

b 単協がそれぞれ専門の魚種を行商し、販売先きも略一定しているので条件の異なる他の漁協との合併は不利である。

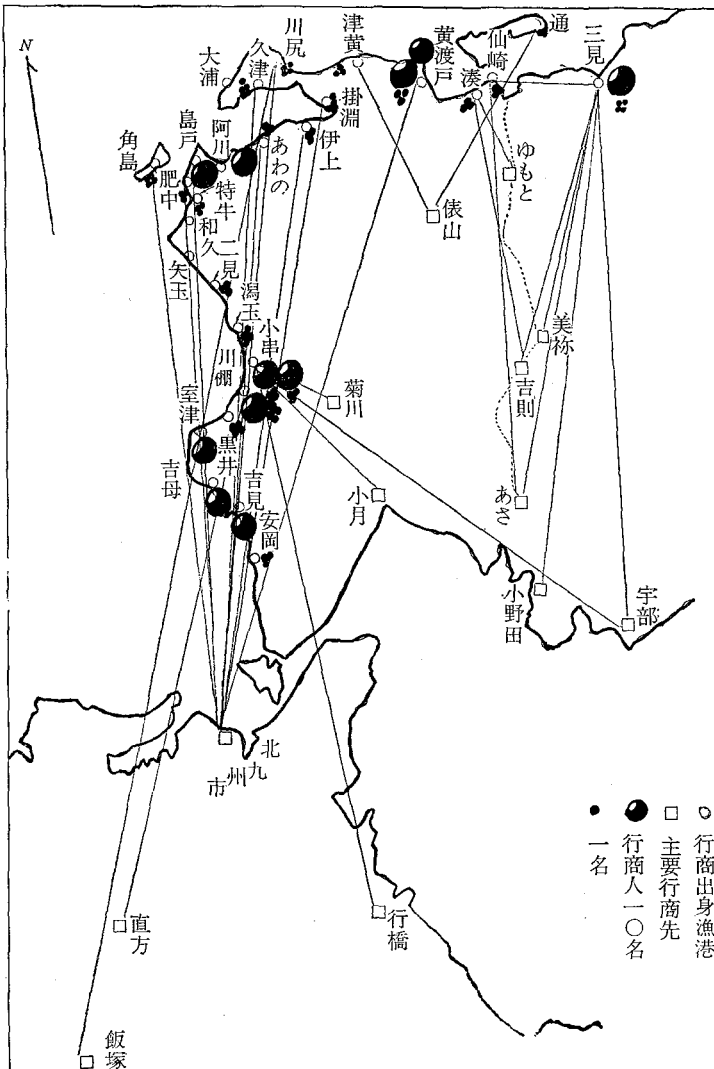
c ある特定の漁協市場は下関の大手企業体（例えば大洋漁業とか日水、日魯とか）と契約し、特定銘柄の鮮魚納入をしているのもあり、資本系列の異なった漁協が隣接している事があるので合併出来ない事がある。

d 最近養殖漁業の発展の結果、大手会社が単協に資金を投入し、養殖、蓄養、活魚輸送、観光漁業等の沿岸漁業の多様化をはかっているので、単協が必ずしも漁民の自主的経営が行ない得ない事情もある。

生産、流通部門において企業資本の進出が漁村市場を支配しかけている事は注目を要する。

現象面から見ると長門北浦の行商は極めて活発で早朝の下関行きの列車は婦人行商人によって賑っている。下関地区の消費者は「北浦のカンカン部隊」と呼んでいる。下関には鮮魚専門の公設市場「唐戸市場」の他に自然発生的な青空市場（野市）が二箇所毎朝成立している。「駅前市場」「長門市場」がそれである。前者は下関駅前専門大店路上、後者は山陰本線下関駅北部ガード東側で、後者の方が大規模である。日によって行商人の出働者に差があるが下関にての行商者は二五〇〜三〇〇人である。下関以外に行商する人数は一五〇人位でその出身漁港及び主要行商人は第五図の如くである。九州では東は行橋、西は直方、飯塚まで進出している。

行商の比重の大な黄波戸の例でみると昭和四四年度出荷金額は一億四千万円で、出荷業者一〇人で一億一千万円取扱い、加工向け三〇〇万円、行商額は千六百万円と推定されている。黄波戸における仲買人は地元民でなく、下関の仲買人四名、北九州の仲買人二名の六名で、水揚の八〇%はこの六名によって購入される。



第5図 長門地方の水産物行商人の進出地 (下関朝市の出荷者を除く)

行商專業者二三名中、六名は男子で専ら自動車による「朝市出荷型」の行商をなし、下関の唐戸市場と九州の小倉、行橋、中津、戸畑に集中的に販売する。女子は下関の野市での販売の他は特定の得意先に納入する。副業的な行商人も多数不定期行商に従事する事があるがその取引額は把握し難い。

下関における水産物の流通は大は「下関中央卸売市場」から小は消費者宅訪問の行商にいたるまで各段階の流通形態が存在し、それぞれその存在の意義を有している。以西底曳を中心とする企業的大規模漁業は当然「下関中央卸売市場」に水揚げし、鮮魚、特に相当量集荷された高級魚は「唐戸市場」に仲買人によって出荷され、行商による野市での「相対取引」及び振り売りが行商人の活動分野である。取扱金額から見れば行商販売額は出荷業者の取扱額の二〇%以下にとどまるが、大消費地を控えた長門北浦は産地漁村市場として他の地区に見られない強固な行商形態を今後も尚維持し得る事と思われる。

(四) あとがき

水産物流通の基本的な形態(すなわち、漁場、水揚地、産地市場、流通経路、消費市場の有機的結合)が現在はいまぐるしく変化し、流通資本の担い手も且つての仲買人を中心とした形態から既に脱皮し、漁連や巨大資本が綜合食品卸売機関を把握しつつある。従つて、事、産地市場、消費地市場の分布、性格に関しても、それは極めて複雑な条件の上に成立している。こうした社会経済史的背景の上に立つて山陰地方の若干の地域(離島の隠岐、京都府沿海、山口県長門北浦)の産地市場を中心とした流通性格をみると概ね次の様な事実が把握出来る。

- 1 漁港の概念を不明確のまま水産物の水揚げ、流通を論じても実態は把握出来ない。

- 2 漁港、水揚地、産地市場の機能分化された漁業地域（聚落）は各地方に相当存在する。
- 3 産地市場は集荷、価格形成が行なわれ、卸業務の行なわれる地点である。水産物は現在は商品生産であるから、産地市場の分布と性格を検討しなければ漁業地域の経済的性格は把握出来ない。
- 4 山陰地方において漁港、水揚地、産地市場の關係が著るしく特異な關係を示しているのは京都府沿海、隠岐島、山口県日本海沿岸地域である。
- 5 京都府では漁協による共同販売体制が徹底して、丹後半島東岸では漁港と産地市場は分化して、宮津、舞鶴に産地市場が形成され、他の漁港は市場機能を持たない。
- 6 隠岐島には多数の漁港が存在するが産地市場は形成されていない。又、荷捌所も持たない漁港も多数存在する。従つて水揚げのない漁港も多数存在する。
- 7 山口県日本海側の沿岸漁村は水揚げは零細でも殆んど産地市場を形成している。この地域における産地市場形成のメカニズムはいまだ筆者には論理的に把握出来ないが下関、瀬戸内、北九州の消費地域との間に鮮魚の需給關係が行商を通じて密接に結ばれ、且つ企業資本が沿岸漁村の生産、加工、流通面まで進出している事も要因の一つと考えられる。
- 8 人口集積地域における水産物の需要の増大に伴つて消費地水産物の流通形態は従来の流通機関のみにおいては不可能になり、産地市場と消費地流通業者の間に多様な取引關係が成立しつつある。特に大都市近郊の水産物集配センター、綜合食品卸売市場の成立は特に重要な意義を持つていた。
- 9 産地市場は最近における冷凍、冷蔵施設の発達、輸送におけるコールドチェーンの進展に伴つて既設の市場、

新期設立の市場内に競合関係が行なわれ、遠隔地における大型産地市場の成立を可能にしたので今後は漁港、水揚地、産地市場の性格の変化を招き益々水揚魚の集積化、多様化をすすめると思われる。

10 昭和四十四年以降の水産統計には属人、属地の別が明らかになって来るが、従前の統計には時代によって属地統計のみのものと属人統計のみのものが存在するので資料検討の不充分なため、誤った解釈の記録（研究論文等）がすくなしとしないので本文においては先学の論文の引用はさけた。

参 考 文 献

- 一、「漁業経済概論」近藤康男、一九五九年、東大出版会
- 二、「日本漁業の経済構造」近藤康男、一九五三年、東大出版会
- 三、「漁村構造の経済分析」岩切成郎、一九六九年、恒星社
- 四、「現代流通論」北島忠男、一九六九年、白桃書房
- 五、「漁業経済論」岩切、柏尾、倉田、志村、中井、一九六四年、文人書房
- 六、「鮮魚流通のメカニズムと流通経済」大阪府農林部、一九六五年、大阪府
- 七、「水産物流通の基本問題」岡本清造、一九五二年、水産研究会
- 八、「水産物生産地市場の性格分析」田中豊治、東北地理十八巻一号、一九六六年
- 九、「水産物生産地市場の類型」田中豊治、漁業経済研究十七巻一号、一九六八年
- 十、「山陰地方の産地市場の分布と性格」田中豊治、水産世界十九巻二号、一九七〇年
- 十一、「島根県の水産物産地市場について」田中豊治、島根地理学会報、一九七〇年

(終)